

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和7年度中国総合通信局庁舎保安警備業務等委託	支出負担行為担当官 梅村 研 中国総合通信局長 広島市中区東白島町19-36	令和7年4月1日	太平ビルサービス株式会社広島支店 広島県広島市中区大手町4-5-2	2011101012138	庁舎保安警備業務等の履行が可能な者を広く公募したところ、契約者のみ応募があったため。 会計法第29条の3第4項	—	9,636,000	—	—	—	—	—	
建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 梅村 研 中国総合通信局長 広島市中区東白島町19-36	令和7年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	—	電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。 会計法第29条の3第4項	—	2,886,921	—	—	—	—	—	
建物賃貸借 (電気通信設備設置)	支出負担行為担当官 梅村 研 中国総合通信局長 広島市中区東白島町19-36	令和7年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	—	電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。 会計法第29条の3第4項	—	1,942,700	—	—	—	—	—	
伸展型八木アンテナ搭載超小型衛星による広大な海域を網羅する海底地殻変動観測データ収集プラットフォームの構築に関する研究開発	支出負担行為担当官 梅村 研 中国総合通信局長 広島市中区東白島町19-36	令和7年8月1日	独立行政法人国立高等専門学校機構 米子工業高等専門学校 鳥取県米子市彦名町4448	8010105000820	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項	—	8,261,500	—	—	—	—	—	
伸展型八木アンテナ搭載超小型衛星による広大な海域を網羅する海底地殻変動観測データ収集プラットフォームの構築に関する研究開発	支出負担行為担当官 梅村 研 中国総合通信局長 広島市中区東白島町19-36	令和7年8月1日	国立大学法人東海国立大学機構 愛知県名古屋市千種区不老町1	3180005006071	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項	—	2,678,000	—	—	—	—	—	
周波数共用型干渉回避チャネル移行技術を有するBody Area Networkとマルチホップ通信による海上高速無線通信ネットワークを組み合わせたデジタルインフラに関する研究開発	支出負担行為担当官 梅村 研 中国総合通信局長 広島市中区東白島町19-36	令和7年8月1日	公立大学法人広島市立大学 広島県広島市安佐南区大塚東3-4-1	7240005003513	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項	—	5,986,500	—	—	—	—	—	
周波数共用型干渉回避チャネル移行技術を有するBody Area Networkとマルチホップ通信による海上高速無線通信ネットワークを組み合わせたデジタルインフラに関する研究開発	支出負担行為担当官 梅村 研 中国総合通信局長 広島市中区東白島町19-36	令和7年8月1日	公立大学法人大阪 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 3階	5120005020803	本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項	—	3,029,000	—	—	—	—	—	